

平成 31 年 2 月 22 日

調 査 ・ 研 修 報 告 書 (議 員 用)

報告者：山 田 聖 三

実施場所：東京都豊島区 アットビジネスセンター
池袋駅前別館

実施日：平成 31 年 2 月 14 日
～平成 31 年 2 月 15 日

■目的・課題・問題事項（調査・研修に先立っての思いや本市の現状など）

議会改革の 1 つとして、議会提案できる政策形成機能をどう発揮していくかが問われている。

■参考とすべき事項

「地方議会・議員のための政策形成論」と題して、同志社大学大学院新川達郎教授^{にいかわたつろう}の講義を受ける。

主な内容

○地方議会の政策形成機能の考え方

地方分権改革のもと地方議会は、政策議案の提案、審議、議決力を持つ議会として、執行機関権限の強化に対する議会のチェック機能、議決事件への的確な対応等、執行機関監視の必要性が増大している。

○地方自治体における政策過程と議会の役割

地方自治体は、自己決定、自己責任の地方自治を形成しなければならない。そのため、政策の問題点は何なのか、これまでの政策はこれで良いのか、政策に欠けているものはないか等政策の見直しを行い、政策の継続、終了、修正の判断をしなければならない。議会としては、監視権の強化、中長期的具体的行動指針や行政計画、基本的な計画は議会の議決事件とする必要がある。

○議会・議員として政策形成・立案のための条件整備

地方議会の政策立案機能の発揮の体制づくりを進めるために、特別委員会や政策会議等の設置や執行機関との情報交換、勉強会等執行機関との関わりを強める。また、政策形成の支援機能として、議会事務局の強化、会派政党活動の充実、外部知識や市民団体等の意見交換等を進める

○議会審議の活性化と議会における政策、政務等の協議の場をいかにつくるか

滋賀県大津市議会の事例

- ・議会の政策立案機能を充実・強化するため、「議会局」を設置した。
- ・条例や政策立案のため、具体的な調査・研究を行う場として「政策検討会議」を設置した。政策検討会議は、各会派から 1 名程度選出され 10 人以内で構成されている。会派から提案のあったもののうち、議会運営委員会で賛同が得られた場合に会議を設置する。同時に議員全員による「政策検討会議全体会」も設置され、政策検討会議での調査研究、条例案検討、作成経過の報告を受け議会全体で協議し決定する。また、調査研究、条例案の検討作成には、市の関係部局からの助言や参考人招致、公聴会も開催し、大学とも連携する。

■提言・その他（本市の施策等にどのように活用すべきか など）

行政への政策提言や条例の議員提案のためには、議員間での討論が重要であり、議会という機関としての決定をする必要がある。そのためには、滋賀県大津市議会の事例のような「政策検討会議」の設置も考える必要がある。